# 室料補助申請書

**（令和５年度新型コロナウイルス感染症対策）**

年　　月　　日

公立学校共済組合大阪支部長　様

下記のとおり申請します。

| 利用者記入欄 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所属所名 | | | | | | |
| 氏名フリガナ | | | | | | |
| 組合員氏名（代表者） | | | | | | |
| 組合員証番号 | 記号 | 公立阪 | 枝番 | 利用日 | 年　　月　　日 | |
| | 番号 | | | | | |
| □ 室料の一部または全部について、公費の負担はありません。<br>氏名 | | | | | | |

| 施設記入欄 | | | |
|---|---|---|---|
| 室料（税込）　（A） | 円 | 備考 | |
| 室料の50％（A×0.5）（千円未満四捨五入） | 円 | | |
| 補助額（上限100,000円） | 円 | | |

ご利用上の注意

①**組合員（任意継続組合員を除く。）が代表者を務める会食・会議等において、**
新型コロナウイルス感染症対策として、対人距離を確保（２ｍを目安）することができる部屋とする場合に、室料の一部を補助します。

②**室料補助は、室料の一部または全部を公費が負担する会食・会議等では利用できません。**
**事後に公務利用が判明した場合は、返金していただきます。**

③補助額は**室料（税込）の50％（千円未満四捨五入）**、**上限100,000円**です。

④施設に申請書を提出する際には、必ず『**公立学校共済組合組合員証**』を提示してください。

⑤組合員証の不正使用は詐欺罪に該当します。他人に組合員証を貸す等は行わないでください。

⑥利用当日に公立学校共済組合大阪支部の組合員資格を喪失している場合、補助できません。

⑦**不正利用をした組合員等に対しては、事後に返金してもらうとともに当該年度及び翌年度の補助をとりやめます。**

⑧新型コロナウイルス感染症対策として行っている事業のため、状況によっては事業内容を見直すことがあります。

※申請書に記載された個人情報は、事業実施の目的に限定し、それ以外の目的には使用しません。

| 施設記入欄 | |
|---|---|
| 確認者<br>氏名 | |